

令和3年度山形県地域商業機能強化支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、地域の商店の強みである小回りの良さ、住民との顔の見える関係を活かし、大規模小売店にはできない住民ニーズに即したサービスを提供できるように、地域における商業機能強化の取組みを支援し、地域商業機能の維持を図るため、次条に規定する者（以下「補助事業者」という。）が、地域における商業機能を維持するため、第3条に定める事業を補助する場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、補助事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助事業者及び間接補助事業者)

第2条 補助事業者は、次条に定める事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、事業に要する経費を補助する市町村とする。

2 前項の間接補助事業者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 商店街振興組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工会、商工会議所、まちづくり会社又はまちづくり団体
- (2) 複数の商業者からなる規約を備えた任意組織等で、前号に類するものとして知事が認めるもの。ただし、中小企業基本法で規定する中小企業者及び小規模企業者であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 新規又は事業を拡大して行う住民ニーズに即したサービスを提供する、次表の区分1から3のいずれかの事業に対して経費を補助する事業。

区 分	事 業
1	宅配サービス：注文を受け、顧客宅へ日用生活品等を届けるサービス
2	移動販売：専用の車両による定期的な巡回販売
3	そ の 他：特に知事が認めるもの

- (2) 令和2年度山形県地域商業機能強化支援事業の交付決定を受け、令和2年度から継続する事業。

2 前項第1号の「住民ニーズに即したサービス」とは、次の各号に定める条件の全てに該当する事業であることとする。なお、区分3については別途協議するものとする。

- (1) 高齢化等の状況、商店数及び商店までの距離等を勘案し、日用生活品等の買い物をすることが困難な住民の買い物機会の確保等について、市町村が有効と認める事業で

あること。

- (2) 多種類の日用生活品等の販売事業とし、特定の品目のみの販売事業ではないこと。
 - (3) 特定の世帯又は施設のみを対象にして、配達又は訪問販売等を行う事業ではないこと。
 - (4) 店舗等に来店し購入した商品を購入者に代わって自宅まで届けるだけの事業ではないこと。
 - (5) 補助金の交付決定を受けた日以後、おおむね3年以上継続する意思を有して行う事業であること。
- 3 第1項第1号の「事業を拡大して」とは、事業対象とする地区の範囲の拡大、販売品目の増加及び新たに商品カタログを作成する等の販売方法の見直し等その他であり、知事が認めるものとする。
- 4 複数年度にわたり実施される同一事業に対する補助は3年を限度とする。ただし、補助金の交付決定は、単年度の事業に対して行われるため、複数年度にわたり事業を実施する場合は、年度毎に補助金の交付申請を行い、交付決定を受けなければならない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、第2条第1項の補助事業者が、間接補助事業者が次の各号に掲げる経費として要する経費（以下「間接補助対象経費」という。）に補助する経費で、知事が必要かつ相当と認めるものとする。

- (1) 人件費
 - (2) 広告宣伝費（チラシ、商品カタログの作成・配布その他の事業実施の宣伝広告に要する経費。）
 - (3) 備品購入費（受注のための電話、ファックスその他の事業実施に用途が限定されるもの。ただし、パソコンは除く。）
 - (4) 使用料・賃借料（車両・機器等賃貸借料）
 - (5) 消耗品費
 - (6) 通信運搬費
 - (7) 委託費（事業実施に用途が限定されるもの。）
 - (8) 燃料費（事業に要することが明確であるもの。）
 - (9) その他知事が必要と認める経費
- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、補助金の額の上限は次の各号に定める額又は補助事業者が補助する額のいずれか低い金額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 第3条第1項第1号に該当する場合 50万円
 - (2) 第3条第1項第2号に該当する場合 25万円

3 第1項の経費は、令和3年4月1日以降における経費とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、規則第5条の申請書(別記様式第1号)に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画書【補助事業者】(別紙1)
- (2) 収支予算書【補助事業者】(別紙2)
- (3) 補助事業計画書【間接補助事業者】(別紙3)
- (4) 収支予算書【間接補助事業者】(別紙4)
- (5) 損益計画に関する資料【間接補助事業者】(別紙5)
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、第5条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該市町村長に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条により補助金に係る消費税及び特別地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入れ控除税額については、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の20%以内の額の変更
- (2) 補助目的の達成に支障を来たすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第9条 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、規則第7条第1項第2号の規定により、補助事業遅延等報告書（様式第3号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 補助事業の遂行の状況に関し、知事が報告を求めたときは、速やかに規則第12条に規定する補助事業等状況報告書に実施状況の具体的内容を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（実績報告等）

第11条 補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は翌年度4月15日のいずれか早い日とし、規則第14条の実績報告書（別記様式第2号）に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業実績書【補助事業者】（別紙1）
- (2) 収支精算書【補助事業者】（別紙2）
- (3) 補助事業実績書【間接補助事業者】（別紙3）
- (4) 収支精算書【間接補助事業者】（別紙4）
- (5) 損益実績に関する資料【間接補助事業者】（別紙5）
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（概算払）

第12条 知事は、必要と認めるときは、請求に基づき補助金の概算払をすることがある。

(帳簿の備付等)

第13条 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第15条 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにし、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 規則第22条第1項2号により、知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が1件250千円以上の機械及び器具とする。

2 補助事業者が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数又は当該耐用年数の範囲内で別に定める期間とする。